

## 療育手帳

障がいの程度により、④（最重度）、A（重度）、B（中度、軽度）に区分されます。  
知的障がいのある方が福祉サービスおよび各種制度をご利用いただく際にこの手帳が必要になります。

対 象 者	知能を中心とする能力の発達が幼少期から遅れていて、学習面のつまずきや対人関係でコミュニケーションが難しいなどの社会生活への適応が困難と感ずる方
-------	-------------------------------------------------------------------------

申 請 書 類		手続に必要なもの
1. 新規交付申請書	・初めて手帳を作る場合	●交付申請書 ○写真(たて4cm×よこ3cm)
2. 再判定申請書	・再判定を受ける場合	●再判定申請書 ○療育手帳 ○写真(たて4cm×よこ3cm)
3. 再交付申請書	・手帳を紛失、破損した場合	●再交付申請書 ○写真(たて4cm×よこ3cm) ○破損の場合は、破損した手帳
4. 記載事項変更届	・住所、氏名等が変わった場合	●記載事項変更届 ○療育手帳
5. 返還届	・障がい者が亡くなった場合 ・障がいに該当しなくなった場合	●返還届 ○療育手帳

●印の書類は社会福祉課又は各出張所に備え付けてあります

注 意 事 項	・療育手帳の「次の判定年月」に年月の記載がある方は再判定(更新)が必要になります。 ・18歳以上で新規に申請する方、または再判定(更新)の申請をする方は、申請の際に市職員の聞き取りが必要となります。		
判 定 機 関 (千葉県)	○18歳未満 千葉県東上総児童相談所	☎ 0475-27-1733	
	○18歳以上 千葉県中央障害者相談センター	☎ 043-291-6872	
手 続 き	申請書類を窓口に出してください		
窓 口	社会福祉課障がい福祉係又は各出張所		
問 合 せ 先	社会福祉課障がい福祉係		

初めて療育手帳を作る場合は、個人番号(マイナンバー)が必要です。  
マイナンバーカードもしくは個人番号通知カードと身分証明書をお持ちください。